

2021年2月10日(再掲)
2020年8月27日(初掲)
東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス等の感染症を補償する休業補償商品の販売について

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、中小企業の事業を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する「超ビジネス保険」において、新型コロナウイルス感染症および「感染症法(*)」における一類感染症から三類感染症」を新たに補償する休業補償商品を、2021年1月1日以降に保険始期を開始する契約から販売いたします。

(*) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1. 背景

当社は、これまで様々な商品によって個人のお客様、企業のお客様に新型コロナウイルス感染症に対する補償を提供して参りました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染が続く中、お客様からは「施設で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことで、施設の休業を余儀なくされた場合の補償」について要望する声が多数寄せられました。

このような状況を踏まえ、当社は中小企業の皆様を対象に、施設の休業損失や消毒費用等を補償する商品を開発いたしました。本商品の提供を通じて、施設で新型コロナウイルス感染症等の感染者が発生したことで、休業を余儀なくされ、経営に大きな影響を受ける中小企業の皆様の事業継続をサポートしてまいります。

2. 概要

(1) 商品概要

中小企業の事業を取り巻く様々なリスクを包括的に補償する「超ビジネス保険・休業に関する補償」に、「感染症補償特約」を新設し、2021年1月1日以降に保険期間を開始するすべての契約に本特約を自動付帯します。

① 対象となる事故

施設が新型コロナウイルス感染症等に汚染され(またはその疑いがある場合を含む)、保健所その他の行政機関の指示や命令に基づく消毒・隔離等が行われる場合に、15日間を限度に保険金をお支払いします。

施設での感染や消毒命令等を伴わない休業、政府・地方自治体による休業要請に基づく営業自粛は補償対象外です。

(2021年2月10日追記)

上記に加え、対象施設の占有部分に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に限り、保健所その他の行政機関による消毒命令等の行政措置がない場合でも、保険金のお支払い対象とします(必要かつ有益な消毒が実施される場合に限りです)。本取扱いは、2021年1月1日以降に保険始期が始まる契約に遡って適用します。

② 主な補償内容

対象となる事故によって生じた損失や、発生する各種費用について補償します。

保険金	内容	支払限度額 (1事故)
損害保険金(*1)・ 営業継続費用保険金	休業による損失(損害保険金(*1))や、売上高の減少を防ぐために必要となった追加費用(営業継続費用保険金)を補償します。	500万円 (*2)
感染症対策費用保険金	施設の消毒のために支出した費用や、従業員の皆様の感染有無の診断に支出した検査費用等、事故発生時に必要となった費用を実額で補償します。	100万円

(*1)休業による売上減少高に対し、ご契約時に設定した補償割合に応じて保険金をお支払いします(損害保険金=売上減少高×補償割合)。

(*2)損害保険金と営業継続費用保険金を合算した金額です。

(2) 保険料例

次の契約条件で、年間約30,000円の保険料となります(感染症の他、火災・風災・水災等による休業に関する補償全体の保険料です)。

対 象 商 品: 超ビジネス保険・休業に関する補償(スタンダードプラン)
業 種: 飲食店(レストラン等)
年 間 売 上 高: 5,000万円
補 償 割 合: 60%

当社は、今後も「安心と安全」の提供を通じて、お客様をお守りすべく取り組んでまいります。

以 上